

（午前9時31分 開議）

○議長（井上勝彦君）おはようございます。

まず、はじめに申し上げます。このたびの台風12号がもたらした記録的な豪雨により亡くなられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さま方に謹んでお見舞い申し上げます。

橋本市議会といたしましても、この大災害により亡くなられた方々に哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと存じます。ご起立願います。

（黙禱）

○議長（井上勝彦君）ありがとうございます。ご着席ください。

ただ今の出席議員数は21人で定足数に達しております。

○議長（井上勝彦君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において13番 石橋君、17番 松本君の2人を指名いたします。

日程第2 請願第1号 橋本市の入札における電気設備工事の分離発注の基準見直しを求める請願の取り下げの件

○議長（井上勝彦君）日程第2 請願第1号 橋本市の入札における電気設備工事の分離発

注の基準見直しを求める請願の取り下げの件を議題といたします。

本件については、請願者から平成23年9月16日付をもって請願書の取り下げ願が提出されました。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております請願第1号 橋本市の入札における電気設備工事の分離発注の基準見直しを求める請願の取り下げの件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 橋本市の入札における電気設備工事の分離発注の基準見直しを求める請願の取り下げの件については、これを承認することに決しました。

日程第3 認定第1号 平成22年度橋本市一般会計決算の認定について から日程第19 認定第17号 平成22年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの17件

○議長（井上勝彦君）日程第3 認定第1号 平成22年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第19 認定第17号 平成22年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの17件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、平成22年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第20 議案第8号 橋本市暴力団排除 条例について

○議長（井上勝彦君）日程第20 議案第8号 橋本市暴力団排除条例についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）おはようございます。それでは、総務委員会の委員長報告を始めさせていただきます。

去る9月15日の本会議において、本委員会に付託された議案第8号 橋本市暴力団排除条例についてを審査するため、9月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

記。

議案第8号は、平成23年7月1日付で、和歌山県の暴力団排除に関する基本的施策として、県のすべての事務事業及び公の施設の利用から暴力団を排除する規定が盛り込まれた和歌山県暴力団排除条例が制定されたが、市町村には、一部その効力が及ばない事態が生じることから、本市にあっても県条例を軸とし、市の事務事業及び公の施設から暴力団を排除する条例を新規制定するものである。

委員から、市民会館及び産業文化会館の暴力団の施設利用など本市への働きかけについて ただしがあり、これまでのところ、暴力団の施設利用についてはない。また、現在、

入札指名業者選定審査の際に、会社の構成員の中に暴力団関係者が入ってはならないという要綱があり、チェックをしているが、現在のところはない との答弁がありました。

暴力団でなくなった日から5年以上経過したものは、元暴力団員であっても排除されないの、この年数を10年もしくは15年以上とすることはできないのか とのただしがあり、経過年数の5年については、他の関係法令などで暴力団員等の規定が5年を経過しない者と定められており、上位法との整合性を図っている との答弁がありました。

暴力団員であるかどうかの判断基準について ただしがあり、本市が暴力団員であるかどうかの判断は困難である、和歌山県警に照会し、判定をさせていただいている との答弁がありました。

以上で委員長報告を終わります。よろしく皆様のご審議をお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）この規定では、暴力団に橋本市が協力するという事態も生じることが容認する内容となっておりますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）今の松浦議員からのおたがしでございますが、橋本市も暴力団との折衝というか、容認をする、そういったおたがしと思うんですが、そういったことは現在行われておりませんし、そういった意見については、委員会の中では、あまり話の中からは出てこなかったんですが、今後についても、見直し等も行っていく、改正をしていくということでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）委員長にお尋ねいたします。この条例文に関しては、議案審議の際にも質疑いたしましたけれども、第2条第4号市民などの定義について、本市条例の中でこの条例だけが市民を定義してあらわしております、市民と事業所を分けて提議をするか、市民と事業所の定義を1項で表示するか、いずれにせよ、定義としては不完全であるということが一点、それと、あと三点あるんですけれども、委員長のご意見を委員会としてどのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

二つ目としては、第2条第3号暴力団排除の定義では、暴力団など（暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう）と定義の中にまた定義を置くという条例になっており、この点についても必ずしも理念を置いている条例としてはふさわしくないのではないかと感じます。

三つ目として、第2条第5号です。公共事業などの定義が置かれているにもかかわらず、唯一公共事業などの文言が使われている第6条では、公共事業などの市が発注する事業及びその他の市の事務、または事業と条文の中に定義化した語句と意味が重複併記されている点。

それと、四つ目として、第5条の市民などの責務となっておりますが、市民の責務ではなく、適切な表現として、市民の役割と表現すべきであると考えます。責務とするならば、条例を議会に諮る前に市民にこの責務が守れるかどうか、パブリックコメントをしっかりとる必要があるのではないかと、施行までのプロセスが適正ではないと考えますが、この四点について、委員会としてどのようにお考えでしょうか。

以上、四つお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ただ今、松本議員からのおただしでございますが、そういった市民などの定義、それから定義の中の定義と、それから意味が重複されているんじゃないかと、それからパブリックコメントとってみてはどうかと。いろいろとおただしをいただいたわけでございますが、先ほども委員長報告をさせていただきましたが、そういった、今、松本議員からおただしをいただいたことについては、委員会の中では出てきておりません。しかしながら、さきの総務委員会に付託される前の9月議会の本議会において、いろいろこの橋本市暴力団排除条例については、これからいろいろと見直し、あるいは改正をしていかなければならない点が多々起こってくるんじゃないかということもお話の中であったかと思えます。そういったことで、総務委員会といたしましても、今、松本議員から言われましたことも十分に協議しながら、また、早期に改正を良い方向でしていただきたいということを私のほうからお願いしたいなど、かように思っているところでございます。

そういったことで、松本議員におかれましては、今後、総務委員会といたしましても、そういったことで前向きな改正を求めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 橋本市暴力団排除条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(井上勝彦君)起立多数であります。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第10号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について と日程第22 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について の2件

○議長(井上勝彦君)日程第21 議案第10号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について と日程第22 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 11番 土井君。

〔11番(土井裕美子君)登壇〕

○11番(土井裕美子君)それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る9月15日の本会議において、本委員会に付託された議案第10号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、9月21日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第10号は、平成24年4月のすみだこど

も園の開園に伴い、廃園となる恋野幼稚園、兵庫幼稚園、山内幼稚園、隅田幼稚園を条例から削除するものである。また、平成24年4月1日から、幼稚園各園において預かり保育事業を実施することに伴い、預かり保育料は、子ども一人当たり月額500円とする規定を条例に追加するものである。

委員から、現在実施中の保育料を実費負担とする預かり保育と、新たに条例に規定する預かり保育の整合性について ただしがあり、一律の幼児教育環境を整えることを目的に整備するものであり、条例改正前後の整合性は考慮していない との答弁がありました。

預かり保育料を一律500円としているが、保護者の所得に応じて決定される保育園の保育料との均衡について ただしがあり、幼稚園における保育及び保護者の要請に応じ実施される預かり保育を統一した後の検討課題と考えている との答弁がありました。

預かり保育に係る保護者のニーズについて ただしがあり、現在は保護者の7割程度の利用実績があり、ニーズは高いと考えるが、今回、標準保育時間、預かり保育時間、保護者の負担を新たに定めることから、改めて分析する必要がある との答弁がありました。

幼稚園に入園していない場合でも、保護者が一時的な保育を希望すれば、預かり保育事業の対象となるか とのただしがあり、預かり保育事業の対象とならないが、一時保育を実施している私立あやの台保育園及び香久の実保育園で対応していただくことになる との答弁がありました。

水曜日を預かり保育を実施しない日として設定した理由について、また、夏季休業等の長期休業中について、保護者の要望が高ければ実施日に変更できるか とのただしがあり、預かり保育は現職員体制での対応となり、水曜日は職員研修等が実施されていることが多

いため、実施しない日として設定している。また、長期休業中の保育が必要となる家庭については、保育に欠ける家庭であるとの判断から、保育園での継続した対応が適切と考えられ、幼稚園での対応は考えていないとの答弁がありました。

議案第14号は、平成25年4月1日に移転開園する橋本市立三石保育園について、指定管理者の公募を行い、応募があった4団体について、指定管理者選定委員会において審査を行った結果、最高得点を得た社会福祉法人萬年青友の会を指定管理者として指定し、指定期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とするものである。

委員から、市内の既存の私立保育園、幼稚園、また、指定管理者制度を適用したこども園2園並びに本保育園は、すべて異なる法人が運営するが、本市が培ってきた保育方針は継承されるかとのただしがあり、市内でも地域によってニーズが違い、また多くの選択肢を持ちたいとの保護者の意向も受け、結果的にすべて異なる法人となっているが、国の保育所保育指針、橋本市保育課程を遵守していただくことで、本市の保育方針は継承される。これに法人独自の保育理念を加え、私立、公設民営、公設公営園が切磋琢磨することで、保育の質の向上も期待しているとの答弁がありました。

高野口こども園の経験を踏まえ、改善された点はあるかとのただしがあり、高野口こども園については、指定管理者の募集、決定が遅かったため、施設面で法人の意向が反映されにくく、また、引き継ぎ保育を実施したものの、開園当初の対応に不十分な点があった。このため、三石保育園では施設整備に合わせ指定管理者の募集を行い、開園当初の対応についても仕様書に明記している。また、高野口こども園では、保育士の3分の1以上

が保育実務経験3年以上と規定していたが、これを2分の1以上に引き上げ、より経験のある保育士の確保を規定しているとの答弁がありました。

保護者に法人の保育理念を十分理解していただく必要があると考えるが、どのような対応を考えているかとのただしがあり、本法人の理事長は、保育士の経験を経て現在に至った経験から、保護者とのコミュニケーションの重要性は十分理解しており、指定管理者の選定におけるプレゼンテーションにおいても、保護者より同様の質問があり、結果、採点で高得点を上げている。市としても、今後、十分な機会を設け、保護者にご理解いただいた上、運営するよう努めたいとの答弁がありました。

保育士の地元雇用について ただしがあり、市立保育園に勤務している嘱託、臨時、パート職員の積極的な雇用に努めるよう仕様書に明記しているとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、保育所の運営に指定管理者制度を適用することに反対のため、本議案に反対するとの討論がありました。

以上、委員長報告を終わります。議員各位の慎重なご審議よろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第10号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）議案第10号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条

例について 反対の立場から討論を行います。

反対理由の一つは、本議案はすみだこども園を開設するにあたり、廃園となる兵庫、隅田、山内、恋野幼稚園を条例から排除するものです。そもそも、私どもは、当局が進めるこども園計画、保育所11園と幼稚園7園の合計18園を五つのこども園に集約し、公設公営の保育、幼児教育から、公設民営の保育、幼児教育に転換をする、このことに反対であります。橋本市が、営々と築いてきた保育、幼児教育環境、この財産を失うことになると考えます。

反対理由の二つ目は、預かり保育1日500円とすることです。先ほどの委員長報告で、委員会でも議論があったとのことですが、当局は明快な答弁ができていないと思います。保育園児は、所得に応じて保育料を支払っているのに、幼稚園児の預かり保育は一律の金額で徴収することになる、この矛盾を抱えたままの議案に賛成できません。

以上、反対討論とします。

○議長（井上勝彦君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について 反対の立場から討論をしたいと思えます。

本議案は、三石保育園の新築移転を契機に公設公営から公設民営の保育園にすべく、指定管理者の指定を行うものです。議案第10号の討論で述べましたが、当局は、行財政改革の柱の一つとして、こども園計画を実行しています。述べたいことは、三石保育園の運営を民間委託することは、こども園計画当初、計画になかったことであります。当局は公設民営に転換することで大きな財政効果を実感したのだと考えます。三石保育園の運営を民間委託することは、当局が一貫して説明してきた公設公営と公設民営の二つの保育、幼児教育が切磋琢磨して、互いによりよい保育、幼児教育を行うことになる論理、これは破たんすることになると思います。民間が運営する保育園の問題は、ベテランの保育士があまりにも少ないこと、また、橋本市が誇れる障がい児保育の継続も危惧いたします。私、申し上げたいことは、橋本市の未来を担う子どもたちの保育、幼児教育の分野で、そのほとんどを民間にゆだねることで、橋本市のまちづくりは成り立つのか、大いに疑問を感じます。

以上、反対討論とします。

○議長（井上勝彦君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○議長(井上勝彦君) 起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第13号 市道路線の認定について と日程第24 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定についての2件

○議長(井上勝彦君) 日程第23 議案第13号 市道路線の認定について と日程第24 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 13番 石橋君。

[13番(石橋英和君)登壇]

○13番(石橋英和君) 経済建設委員会でございます。

去る9月15日の本会議において、本委員会に付託された議案第13号 市道路線の認定について、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定についてを審査するため、9月20日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第13号は、もともと幅員が狭く、車両が通行不能であったため、日本たばこ産業より用地を取得し、市道を延伸した紀ノ川東西線、紀ノ光台区画整理に伴い一部廃止した市道霜草大池線のつけ替え道路である紀ノ光台19号線、京奈和自動車道側道のつけ替えに伴い、市道原田幹線と市道寺垣内支線を接続する道路として整備した北馬場区内8号線の計3路線を新たに市道として認定するものであり、委員会は先に現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでし

た。

議案第15号は、平成24年3月2日開業予定のやどり温泉いやしの湯について、指定管理者の公募を行い、応募があった3団体について、指定管理者選定委員会において、地域の活性化、観光振興、経営能力、資金力等の項目を審査した結果、最高点を得たケービックス株式会社大阪支店を指定管理者として指定し、指定期間は竣工日から平成26年3月31日までとするものである。

委員から、指定管理者募集要項及び業務仕様書の概要について ただしがあり、指定管理を行う施設は、源泉施設、駐車場を含む本館棟、宿泊棟4棟とし、指定管理者が行う業務の範囲は、利用許可に関する業務、料金に関する業務、維持管理に関する業務、その他市長が必要と認める業務としている。さらに、自主事業としての食堂及び地場産品ショップを開設し、取り扱う食材や食品等は、可能な限り地元産品の使用を要請している。また、指定期間が始まる11月ごろから3月2日の開業までに要する経費は指定管理者が負担することとしている。留意事項として、従業員については、市内居住者の雇用に努めるものとし、特に地域住民の雇用について地元と協議することとしている。このほか、指定管理者審査基準及び管理に係る責任分担等についても明記しているとの答弁がありました。

自主事業に係る経費の分担及び指定管理者が負担した施設の改修、備品の取り扱いについて ただしがあり、自主事業に係る経費についてはすべて指定管理者が負担することになる。また、自主事業であるかどうかにかかわらず、指定管理者が新たに施設を改修、また備品等を購入する場合、市長の許可が必要となっており、指定管理者が負担したものであっても基本的にはすべて市に帰属されることになるとの答弁がありました。

指定管理者から施設使用料の徴収は考えているかとのただしがあり、利用料については、立地条件、収容能力、集客予測を念頭に置き、指定開始後一定期間の運営状況も考慮に入れ、決定する必要があると考えるが、本指定管理者候補者より、1年目から経常利益が300万円を超過した場合、すべての経常利益の10%を市に還元するとの提示があったことから、この旨、協定書に明記したいとの答弁がありました。

本市は、本施設の年間経費を2,200万円と想定しているが、本候補者はどの程度の利用者、経費を想定しているかとのただしがあり、本市は年間利用者1万人で、自主事業を除いた指定管理施設のみの経費は約2,200万円と試算しているが、本候補者は自主事業を含め3万人以上の集客を目標としており、初年度は初期投資もあり利益を上げるのは難しい状況にあるものの、指定期間において市が試算する以上の収益、経費を見込んでいるとの答弁がありました。

他の応募団体と比較して、本候補者が集客面で優れている点についてただしがあり、本候補者は、自治体施設の指定管理業務と客室清掃や食器洗浄などに限った専門特化型の業務を請け負っている。全国数多くの有名温泉旅館、ホテルの部門受託業務などを行ってきた実績とノウハウを生かし、関係業者と提携し、集客に向けたさまざまなプランを想定されており、他団体と比較し、集客目標を裏付ける根拠が明確であると選定委員会で判断されたとの答弁がありました。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）特に2ページの上から

5行目ぐらいですけども、特に地域住民の雇用について地元と協議するというところとして書いてありますが、極めて厳しい経営状況なので、その業者の能力発揮をあまり縛ってはいけなないと、要するに適材適所でなくても地元であれば優先して雇用しなければならないというような形であれば、運営にも支障を来すと、マイナス面が出てくると思いますので、この辺についてどのように、あまり縛り過ぎではないかと考えますが、委員長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（井上勝彦君）13番 石橋君。

○13番（石橋英和君）松浦議員のご質問にお答えさせていただきます。

一応、このような格好で指定業者と契約の締結になるようでございますが、このような方を採用することに決定いたしましたという段階ではありませんし、一つの努力目標として地元の方の要望も聞きながら、雇用に努めていただきたいという段階だと判断いたします。それが最終的にどのような結果になるか、議員ご指摘のとおり、そんなに強く縛っているというような印象を私個人的には持っておりません。ただ、結果的にそうなればいいなあ、そして当局はそのようにお願いするかどうか、指導するという、そのような段階かと判断いたします。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(井上勝彦君)この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長(井上勝彦君)以上で本日の日程は終

わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(井上勝彦君)閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長(木下善之君)登壇〕

○市長(木下善之君)閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さん方におかれましては、9月5日の開会以来、23日間にわたりまして、平成22年度の決算案件をはじめ、補正予算など合わせて33件の議案につきまして、ご承認をいただきましたこと、心から御礼を申し上げたいと思います。

会期中、議員各位から賜りました多くのそうしたご意見等につきましては、今後の市政運営に反映をしてみたいと考えているところでございます。

さて、9月の開会冒頭にも若干は触れておりますが、9月2日、3日にかけての台風12号による和歌山県、奈良県、三重県等に甚大な被害をこうむったわけございまして、大台ヶ原が一番雨が多くて2,500mm余りとかということをお聞きされてございますが、平均千七、八百mmの雨が降られたということでございます。したがって、甚大な豪雨で和歌山県だけでも50名余りの方が亡くなっておられるわけでございます。これらの皆さんには、ご冥福をお祈り申し上げたいと思いますし、そしてまた、参加された多くの皆さんから聞かせていただきますと、本当にこの復旧、復興は大変なものであるということ、聞かされておられるわけでございますが、どうか、一日も早く復旧、復興をされるよう期待するところでございます。

台風12号、15号という二つの台風が大きな被害をもたらしたわけですが、これらについては、日本列島を縦断して、地域によっては、人的被害をはじめ、河川の氾濫や土砂災害による避難指示や避難勧告が相当各地に出されたわけですが、そうした異常な事態になったということですが、幸いにも、本市におきましては、被害はあまり多くなかったということですが、ただ、12号台風でその後、綿密に調査をいたしますと、やはり、南馬場の緑地公園、このグラウンドに大きな被害がございました。流木、ごみ等が数百t以上体積を、今やしておるとのことです。たくさんのグラウンドがございまして、ほとんど流されておるとのことから、今後、一日も早い復旧をしなければならぬ、そう思っております。

総じて、それぞれの被害地の方々の心労を思うと、大変心が痛む思いでございます。特に橋本市内におきましては、紀陽団地、七福団地ほか数カ所にわたりまして、紀の川の増水がございました。それによつての被害に消防団の皆さんが総力を挙げて対応いただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

12号台風の被害から1カ月経過するわけですが、大変復旧への道のりは厳しいものがございまして、本市といたしましても、災害発生当初、直ちに消防職員や水道職員を派遣しまして、救助活動や給水活動を行ったところでございまして、今後もこれまで同様、できる限りの支援を行ってまいりたいと思っております。

それでは、ここで今後の支援も含めまして、これまでの支援の状況について、簡単にご報告を申し上げます。まず、消防職員5名が9月5日から7日までの間、新

宮市熊野川町において救援活動に参加いたしました。水道部におきましては、9月5日から12日までの間、延べ6名の職員が交代で新宮市医療センターなどで給水活動にあたりました。環境美化センターにおきましては、9月17日と18日の両日、4名の職員が災害の廃棄物の撤去作業にあたりました。また、納税課の職員を9月19日と20日の両日、新宮市熊野川町の避難所運営支援活動に派遣いたしました。さらに、道路、河川等の土木施設の災害復旧業務のため、明日から10月7日までの間、建設課の土木技術職員を新宮市役所に派遣することになっております。次に、那智勝浦町への人的支援活動でございますが、被災者の健康調査並びに健康チェックのため、9月16日から19日の間、保健師1名を派遣いたしました。また、9月13日から10月13日の約1カ月の間、延べ7名の職員を現地の災害対策本部要員として派遣することとなっております。なお、物的支援につきましても、今後も要請に応じ、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

台風の通過とともに、すっかり秋を感じる季節となっております。秋本番とともに、台風襲来の季節でもあります。この時期、防災体制には万全を期して臨んでまいりたいと考えておりますし、10月30日でございますか、南馬場の緑地広場をごみをのけて、あそこで防災訓練を大々的にやってまいりたいと考えておりますので、また議員の皆さんもひとつ、ご参加をお願いを申し上げます。

閉会にあたりまして、簡単ではございますけれども、以上をもちまして、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（井上勝彦君）これにて、平成23年9月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

(午前10時20分 閉会)
